

(設置)

第1条 豊川市教育委員会は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、第2期豊川市スポーツ振興計画（以下「計画」という。）を策定するため、第2期豊川市スポーツ振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること
- (2) その他計画の策定及び推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で、別表1に掲げる者を委員として組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 委員会に、計画策定にあたり必要な企画・調査研究及び資料作成のために作業部会を置く。

2 作業部会は、別表2に掲げる関係課の職員をもって構成する。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、教育委員会スポーツ課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

第2期豊川市スポーツ振興計画策定委員会

委 員 選 出 区 分
豊川市スポーツ協会
豊川市スポーツ少年団
豊川市体育振興会
豊川市スポーツ推進委員会
豊川市立小中学校長会
学識経験者
その他教育委員会が必要と認める者

別表2（第8条関係）

第2期豊川市スポーツ振興計画策定作業部会

役 職	部 名	課 等 名	補 職
部会長	教育委員会	スポーツ課	課 長
部会員	企画部	企画政策課	課長補佐級又は係長級
	福祉部	障害福祉課	
		介護高齢課	
	子ども健康部	保健センター	
	都市整備部	公園緑地課	
	産業環境部	商工観光課	
	教育委員会	学校教育課	
		生涯学習課	